



物価高騰対応負担軽減給付金 (3万円／1世帯)のご案内

- 物価高騰対応負担軽減給付金(1世帯あたり3万円)は、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担を軽減するため、令和6年度住民税均等割非課税世帯に対し臨時的に実施する給付金です。
- 振り込みは原則、**プッシュ型で行います(手続き不要)**。
※プッシュ型とは、町からの通知をもって手続きが完了することです。
- 一部の方は、**「確認書」または「申請書」の提出が必要です。**

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

(18歳以下の児童がいる世帯は、
児童1人につき**2万円**が加算。)

給付金の支給時期

令和7年2月28日以降、順次

(**手続き**が必要な場合は、美浜町が
書類を受理してから約4週間後)

支給の対象となる世帯 (次の2つの要件を満たす世帯)

世帯全員の令和6年度
住民税均等割が非課税であること

令和6年12月13日時点で
美浜町に住民登録があること

ただし、以下の事由に該当する場合は、支給の対象となりません。

- ・ 世帯の全員が、住民税均等割が課税されている別世帯の親族等から税法上の扶養を受けている。
- ・ 他市区町村から本給付金と同様の給付金を受給した世帯

支給要件に該当し、給付に利用可能な口座情報を美浜町が把握している世帯の世帯主には、「**支給のお知らせ**」を送付します。

支給のお知らせに記載の口座に給付金を振り込みます(**手続き不要**)。

支給のお知らせ・確認書・申請書は**2月下旬に発送**します。

手続きが必要な場合について

「確認書」が届く世帯

送付対象 支給要件に該当するが、給付に利用可能な口座情報を美浜町が把握していない世帯の世帯主には、「**確認書**」を送付します。

確認書の内容をよく確認し、必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に同封の返信用封筒にて提出してください。

「申請書」が届く世帯

送付対象 転入や未申告等により、美浜町が世帯全員の課税状況を把握できない世帯の世帯主には、「**申請書**」を送付します。

申請書の内容をよく確認し、支給要件に該当する場合に限り、必要事項を記入のうえ、添付書類と一緒に同封の返信用封筒にて提出してください。

提出期限：令和7年6月20日（金）消印有効

※ 期限後の受付はできませんのでご注意ください

こども加算給付について

本給付金を受給した世帯で、以下のいずれかに該当する児童がいる場合は、児童1人につき2万円を追加支給します。

◇ 令和6年12月13日において支給対象世帯と同一世帯の18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる場合 … 手続き不要

→ 本給付金と同じ口座へ振り込みます。

◇ 令和6年12月14日から令和7年6月20日までの間に出生した新生児がいる場合 … 申請が必要

→ 申請方法等は美浜町ホームページをご覧ください。

和歌山 美浜町



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合はお住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。



お問い合わせ先

美浜町役場 総務課 TEL 0738-23-4901 受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）